

**広島県福祉サービス第三者評価推進委員会**  
**評価機関認証要綱**

(目的)

第1条 この要綱は、広島県福祉サービス第三者評価推進委員会（以下「推進委員会」という。）設置要綱第9条の規定に基づき、福祉サービス第三者評価機関（以下「評価機関」という。）の認証の基準を定め、福祉サービス第三者評価の信頼性、透明性の確保を図る。

(認証基準)

第2条 福祉サービス第三者評価事業（以下「第三者評価事業」という。）を実施する評価機関の認証を受けるために必要な要件は、別記「福祉サービス第三者評価機関認証基準」のとおりとする。

(第三者評価事業の実施)

第3条 評価機関は、第三者評価事業を実施するにあたり、推進委員会が別に定める評価基準及び評価業務実施要綱、評価結果公表要綱等の規程に基づき行わなければならない。

(守秘義務の遵守)

第4条 評価機関は、第三者評価事業を実施するにあたり、守秘義務を遵守しなければならない。

(認証の申請及び更新)

第5条 新しく認証を受けようとする評価機関は、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価機関認証申請書」（様式第1号）に法人の組織、事業内容を示す書類、予定する第三者評価事業の内容を示す書類等を添えて、認証申請を行うものとする。

2 認証を更新しようとする評価機関は、推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価機関認証更新申請書」（様式第2号）に前項に掲げる関係書類を添えて、認証の更新申請を行うものとする。

(認証料)

第6条 評価機関は、認証申請（更新申請を含む。）に際し、認証料105,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を負担するものとする。

2 評価機関は、認証申請（更新申請を含む。）に際し、振込受付証明書（領収書）の写しを申請書に添付するものとする。

(認証の決定等)

第7条 推進委員会は、認証することを決定したときは「福祉サービス第三者評価機関認証通知書」（様式第3号）により、認証しないことを決定したときは「福祉サービス第三者評価機関不認証通知書」（様式第4号）により、評価機関に通知するものとする。

2 推進委員会は、認証決定した評価機関の名称、代表者、所在地、第三者評価事業を実施する福祉サービスの種別、第三者評価事業に関する手数料及び評価調査者の一覧表を公開するものとする。

(認証の有効期間)

第8条 認証の有効期間は、認証の日から3年間とする。

2 第5条第2項の規定に基づく認証の更新申請は、有効期間満了日の3か月前までに行うものとする。

(変更の届出)

第9条 評価機関は、第5条に規定する申請書の記載事項及び申請書に添付した書類の内容に変更が生じたときは、推進委員会に対して速やかに「評価機関認証申請内容変更届」（様式第5号）に必要な書類を添付し、変更内容を届け出なければならない。

(認証の辞退及び廃止)

第10条 評価機関は、認証を辞退するとき又は事業を廃止した場合は、辞退又は廃止の日から30日以内に「評価機関認証辞退届」(様式第6号)又は「評価機関廃止届」(様式第7号)により推進委員会に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第11条 推進委員会は、評価機関が次の各号に該当すると認めるときは認証を取り消すものとする。

(1) 第2条に規定する認証要件のいずれか一つが欠けたとき

(2) 次に掲げる不正な行為を行ったとき

ア 第三者評価事業を行った事業者から評価料金とは別の金品を受け取る行為

イ 守秘義務に違反する行為

ウ サービス利用者や事業者等の人権を侵害する行為

エ 法令に違反する行為

オ その他社会通念上不正と認められる行為

(3) 一定期間事業実績がないとき

2 推進委員会は、前項の規定に基づき評価機関の認証を取り消したときは、「福祉サービス第三者評価機関認証取消通知書」(様式第8号)により通知するものとする。

(事業報告等)

第12条 評価機関は、毎事業年度終了後、速やかに推進委員会に対し、「福祉サービス第三者評価事業実績報告書」(様式第9号)を提出しなければならない。

2 評価機関は、推進委員会が実施する第三者評価事業の適正な実施を図るための調査等に協力するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月6日から施行する。

別記 福祉サービス第三者評価機関認証基準

様式第1号	福祉サービス第三者評価機関 認証申請書
様式第2号	福祉サービス第三者評価機関 認証更新申請書
様式第3号	福祉サービス第三者評価機関 認証通知書
様式第4号	福祉サービス第三者評価機関 不認証通知書
様式第5号	評価機関 認証申請内容変更届
様式第6号	評価機関 認証辞退届
様式第7号	評価機関 廃止届
様式第8号	福祉サービス第三者評価機関 認証取消通知書
様式第9号	福祉サービス第三者評価事業実績報告書
様式第10号	法人役員名簿
様式第11号	評価機関情報
様式第12号	福祉サービス第三者評価調査者名簿(一覧)
様式第13号	福祉サービス第三者評価調査者名簿(個票)

## 1 組織に関する要件

- (1) 法人格を有し、広島県内に事務所を開設していること。
- (2) 評価調査者として、推進委員会が公表する名簿に登録されている者の中から、運営管理部門、サービス部門の各部門について、必要な資格や経験を有している者を2人以上（各部門1人以上）擁していること。  
なお、必要な資格や経験とは、次のとおりとする。
  - ア 運営管理部門：組織運営管理業務を3年以上経験している者又はこれと同等の能力を有していると認められる者
  - イ サービス部門：福祉、医療、保健分野の有資格者若しくは学識経験者であって、当該業務を3年以上経験している者、又はこれと同等の能力を有していると認められる者
- (3) 所属する評価調査者は、推進委員会が実施する評価調査者養成研修を修了し、「広島県福祉サービス第三者評価調査者名簿」に登録されていること。
- (4) 所属する評価調査者に対して、定期的な研修の機会を確保していること。

## 2 評価の実施範囲等に関する要件

- (1) 評価機関となる法人の役員の過半数が、福祉サービス事業の経営者である場合は、当該サービス事業者の評価を行わないこと。但し、外部の有識者で構成する第三者性を有した評価を決定する委員会等（以下「評価決定委員会等」という。）を設置し、評価結果の決定にあたり当該委員会の承認を得ることが確保されている場合は、この限りでない。
- (2) 評価機関が設置する評価決定委員会等の委員が、自らが所属し、利益相反の恐れのある福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (3) 所属する評価調査者自らが所属し、利益相反の恐れのある福祉サービス事業者の評価を行わないこと。
- (4) 第三者評価にかかる契約締結日から3年間は当該福祉サービス事業者の事業に関係しないこと
- (5) 推進委員会から評価機関の認証を取り消された場合は、その取消の日から3年を経過していること。

## 3 評価内容、評価手法等に関する要件

- (1) 推進委員会が定める評価方法及び共通評価項目を取り込んだ評価を行うことを承諾していること。
- (2) 推進委員会に対して、定められた方法により評価結果を報告すること及び報告内容を公表することを評価対象事業者が承諾していること。

## 4 事業内容等を明示する規程等に関する要件

次の規程等を整備し、かつ公開されていること。

- ア 事業内容（組織、会計を含む）等に関する規程等
- イ 第三者評価の手法に関する具体的な規程
- ウ 所属する評価調査者一覧（名前については非公開も可とする。）
- エ 評価手数料一覧
- オ 個人情報保護規程
- カ 倫理規程及び守秘義務、苦情対応に関する規程
- キ 文書保存に関する規程
- ク 評価事業の実績（更新申請時のみ必要。）

## 5 苦情対応体制に関する要件

第三者評価事業を受けた評価対象事業者等からの苦情等に対する対応体制を整備していること。

- ・ 苦情対応の窓口の設置
- ・ 苦情対応担当責任者の配置